

坂祝農業振興地域整備計画変更理由書

1. 農業振興地域整備計画変更理由

（1）坂祝農業振興地域の概要

土地改良基盤整備事業は既に完了しており、その受益地の一部を除いた農地が農用地区域に入っています。

当町は周囲を美濃加茂市・可児市・関市・各務原市・犬山市の5つの市に囲まれ、更には名古屋市・岐阜市方面への交通の便にも恵まれており、地価も比較的安価であることもあって近年住宅等への土地利用が増えています。

一方農家の高齢化が進み、農業後継者が減少していることもあって遊休農地が増加傾向にあります。

（2）計画変更にあたっての作業経過

令和7年8月～9月

申請書受付・現地調査及び農地区分等の調査

令和7年10月

町農業委員会・町木曽川右岸用水土地改良区・めぐみの農業協同組合と協議

令和7年9月～11月

除外の6要件や農地区分等の調査検討及び事前相談文書の作成

令和7年11月

地域計画からの除外を完了

令和8年3月～4月

多面的機能支払交付金関係の区域除外の処理、補助金返還の処理

（3）変更理由

この度の変更は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定されている「その他情勢の推移」による農用地区域の一部変更です。

農用地区域へ編入する土地は、除外時の転用計画が、転用事業者の都合により白紙となり、贈与により取得した土地所有者からの申請によるもので、支障なしと認めます。

農用地区域から除外する土地は、住宅建設や庭と駐車場の建設といった具体的な転用計画があり、住宅地域に隣接した土地で、農用地の集団化や農作業の効率化に支障を及ぼすことがない等、周辺農地への影響も最小限であるためやむを得ないと認めます。

（4）今後の農業振興地域の整備及び管理の在り方

近年町北部に国道248号バイパス、町南西部に国道21号坂祝バイパスが暫定供用開始されました。今後は、土地利用において農地の保全と共に農地

以外の利用も含めた、農業振興地域整備計画の大幅な見直しが必要な時期となっていますが、当面は基盤整備事業の効果の維持保全並びに農業構造改善のさらなる推進を図るため、農用地の集団性等を損なうことがないよう、本計画の的確な運用を図ります。また、ほ場整備した受益地については、趣旨を説明し、やむを得ない場合を除いては、極力除外をしないよう引き続き指導をします。

2. 農用地利用計画の変更内容

(1) 変更理由別面積

ア 軽微な変更

地区番号 区域番号	地目別	農用地区域 変更の合計	変更理由別（政令第10条）																	
			第1項第1号 (地域の名称変更・地番変更)						第1項第2号 (農業用施設関係)			第1項第3号 (土地収用法関係)			第1項第4号 (1ha以内の用途区分変更)					
			件数	面積	件数	変更前 面積	件数	変更後 面積	件数	面積	件数	面積	根拠法令	件数	面積	指定用途区分 変更前	変更後	件数	面積	特別用途区分 変更前
合計																				

(注) 根拠法令は、土地収用法、都市計画法、鉱業法、採石法等の根拠法令名及び告示又は公告の根拠条文を記載する。

イ 軽微な変更以外の変更

(ア) 農用地区域に編入する土地

地区番号 区域番号	地目別	編入理由別面積																	
		合計		都市計画見直し		基盤整備事業対象地区		国施策（中山間直払制度等）		転用事業（計画）の見直し		農業開発可能地		地域計画の区域内		その他の編入			
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
A-1	畠	1	1,064m ²							1	1,064m ²								
合計		1	1,064m ²							1	1,064m ²								

(注) 国施策（中山間直払制度等）は、中山間地域等直接支払制度のほか、多面的機能支払交付金等による編入の場合記載する。

(イ) 農用地区域から除外する土地

地区番号 区域番号	地目別	除 外 理 由 別 面 積					
		合 計		① 農用地等及び農用地等とすることが適當な土地に含まれない土地となつたため（法第10条第4項、第15条の2第1項等）		② ①以外で農地転用されることが確実となつたため（法第13条第2項（6要件））	
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
A-1	田						
	畑	4	1,376m ²			4	1,376m ²
	合 計		4	1,376m ²		4	1,376m ²

(注) 除外理由の①は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の5第1項第26号の2及び第27号の規定による計画（以下「地域農業の振興に関する計画」という。）による除外、開発許可が不要な施設の建設による除外、都市計画の見直しによる除外等が該当する。

(ウ) 用途区分の変更

該当無し

地区番号 区域番号	件 数	面 積	指 定 用 途 区 分		備 考
			変 更 前	変 更 後	
合 計					

(注) 「指定用途区分」欄は、4種類の指定用途（「農地」、「採草放牧地」、「混牧林地」、「農業用施設用地」）のいずれかを記載すること。

(工) 特別用途区分の変更

該当無し

地区番号 区域番号	件 数	面 積	特 別 用 途 区 分		備 考
			変 更 前	変 更 後	
合 計					

(注) 「特別用途区分」欄は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の2第2項に基づいて、農用地区域内の一区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があると認められる土地に指定する農業上の用途を記載すること。なお、カッコ書きで指定用途区分を記載すること。

(才) その他 (面積修正)

該当無し

地区番号 区域番号	地目別	件 数	面 積		
			増	減	増一減
合 計					

(注) 基礎調査により面積の変動を把握した場合等に記載する。